

資料 8

国土交通省 配布資料

犯罪をした者等の公営住宅への入居(再犯防止関係)

「**世界一安全な日本**」創造戦略(平成25年12月閣議決定) ⇒ 犯罪の繰り返しを食い止める**再犯防止対策の推進**
 再犯防止のためには「**住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる**」ことが必要

◆出所者等の事情を理解した上で雇用している企業の伸び悩み

314社(H22.4.1)⇒472社(H26.4.1) 保護観察終了時、無職だった者の再犯率は、仕事についていた者の4倍

◆刑務所等から出所したものの、帰るべき場所がない者が毎年約6,400人

出所時に適当な帰る場所がなかった者の約55%は1年未満に再犯し、再入所

超党派で再犯防止を進める議員連盟

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日公布・施行)〈議員立法〉

〈第15条〉公営住宅への入居における犯罪をした者等への特別の配慮

※犯罪をした者等・・・犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者

再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定) 抜粋

- Ⅱ 今後取り組んでいく施策_第2 就労・住居の確保等のための取組(推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係)
 2. 住居の確保等(2) 具体的施策_③ 地域社会における定住先の確保

ウ 公営住宅への入居における特別な配慮

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する。

- 再犯防止推進計画の閣議決定を受け、各地方公共団体に対し、
- ・法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、地域の実情に応じて保護観察者等の公営住宅への入居を困難としている要件緩和の検討
 - ・矯正施設出所者については、通常「著しく所得の低い世帯」に該当し、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いが可能(公営住宅管理の適正な執行について)(平成17年12月26日付国住備第138号住宅局長通知)であることについて、通知。

※『「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく犯罪をした者等の公営住宅への入居について』(平成29年12月15日付国住備第120号住宅局長通知)

公営住宅に係る優先入居の取扱いについて

○公営住宅の入居者の募集方法については、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者に関して、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居選考において優先的に取り扱うこと(優先入居)が可能。

【平成25年6月27日付国住総第57号住宅総合整備課長通知】

(1) 優先入居の対象世帯

○現在の社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯

- ①高齢者世帯 / ②障害者世帯 / ③著しく所得の低い世帯 / ④母子・父子世帯 /
- ⑤小さな子どもがいる世帯や多子世帯等の住宅困窮度の高い子育て世帯 / ⑥DV被害者世帯 /
- ⑦犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯 / ⑧中国残留邦人等世帯

(2) 優先入居の方法

①倍率優遇方式

優先入居の取扱いを行う世帯の抽選における当選率を、他の一般の入居申込者より有利に取扱う方式

②戸数枠設定方式

募集を行う公営住宅の住戸の中に、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式

③ポイント方式

住宅困窮度合の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式。(障害者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、障害者程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取扱いが考えられる。

新たな住宅セーフティネット制度

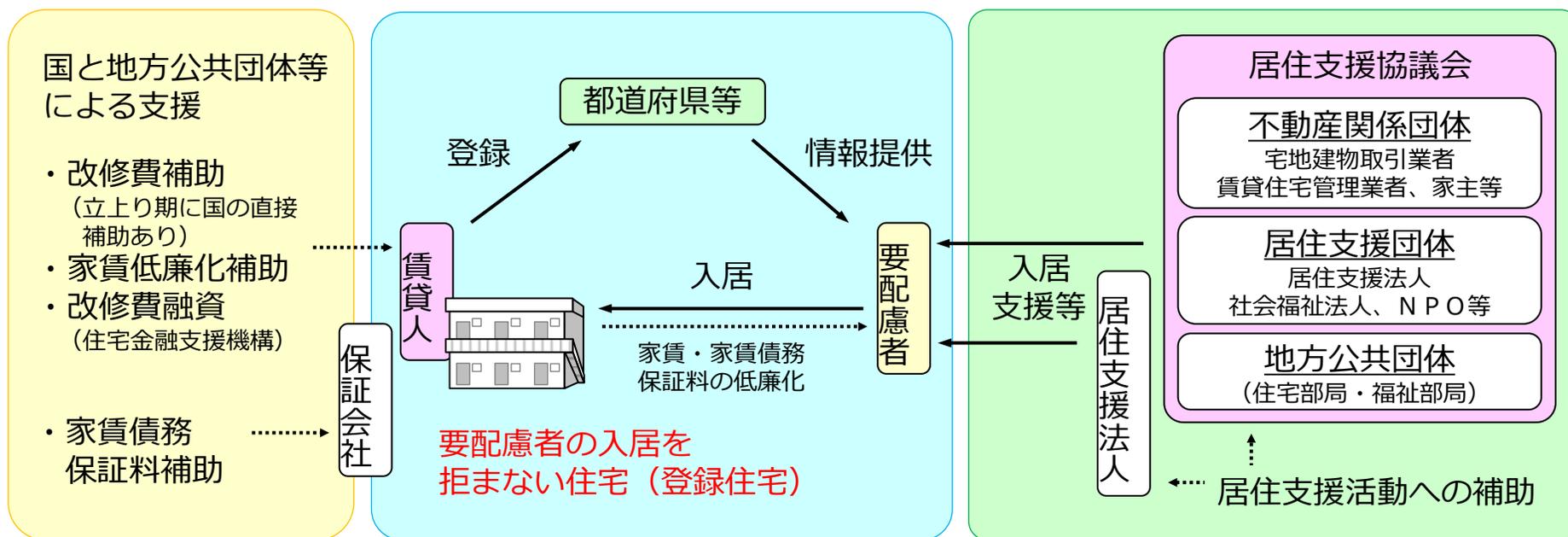
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



新たな住宅セーフティネット制度の施行状況について(H31/2/15時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者 円滑入居賃貸住宅 の登録	<p>7,676戸 (41都道府県)</p> <p>※受付・審査中の2,487戸 を合わせると10,163戸</p>	<p>北海道32戸、青森県4戸、岩手県2戸、宮城県51戸、秋田県22戸、山形県35戸、福島県10戸、茨城県15戸、群馬県74戸、埼玉県28戸、千葉県38戸、東京都288戸、神奈川県176戸、山梨県355戸、岐阜県180戸、静岡県38戸、愛知県571戸、三重県6戸、新潟県2戸、富山県1戸、石川県45戸、福井県18戸、京都府15戸、大阪府5,376戸、兵庫県59戸、奈良県17戸、鳥取県12戸、岡山県81戸、山口県7戸、徳島県8戸、香川県2戸、愛媛県3戸、高知県2戸、福岡県6戸、佐賀県5戸、長崎県30戸、熊本県4戸、大分県2戸、宮崎県2戸、鹿児島県50戸、沖縄県4戸</p>
居住支援法人 の指定	<p>191者 (37都道府県)</p>	<p>北海道9者、岩手県2者、宮城県4者、福島県4者、茨城県2者、群馬県2者、埼玉県3者、千葉県6者、東京都15者、神奈川県7者、新潟県1者、石川県2者、福井県4者、山梨県2者、長野県1者、岐阜県2者、静岡県2者、愛知県15者、京都府2者、大阪府47者、兵庫県5者、奈良県3者、和歌山県3者、岡山県4者、広島県2者、山口県3者、香川県2者、愛媛県2者、高知県2者、福岡県15者、佐賀県3者、長崎県1者、熊本県9者、大分県2者、宮崎県1者、鹿児島県1者、沖縄県1者</p>
居住支援協議会 の設立	<p>77協議会</p>	<p>47都道府県 30市区町(北海道本別町、鶴岡市、船橋市、千代田区、文京区、江東区、世田谷区、杉並区、豊島区、板橋区、江戸川区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市、京都市、豊中市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市)</p>
家賃債務保証業者 の登録	<p>59者</p>	
供給促進計画 の策定	<p>20都道府県 3市町</p>	<p>北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、東京都、山梨県、岐阜県、静岡県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、宮崎県、沖縄県、盛岡市、横浜市、栃木県茂木町</p>